

リモートセンシング法原則の採択について

中 村 恵

1. はじめに

我が国の宇宙開発事業団は、1987年2月19日、国産初の海洋観測衛星（MOS-1）の打ち上げに成功した。打ち上げ後衛星本体は、地球の両極近くの上空を通過する円軌道に投入され、「もも1号」と名付けられた。この衛星は、海面や地表の様子を宇宙空間から常時観測することを目的としたもので、宇宙利用で最も関心の高いリモートセンシング（遠隔探査）の分野に、我が国もようやく自前の衛星を持つ様になったと言える。このリモートセンシングは、国土の様子や漁場、農作物、森林の状態を高高度の上空から調査することができるので、国々の関心は、極めて高い。

けれども、このリモートセンシングには、問題点が全く無いわけではない。従来の航空機を利用した活動では、国々の領空主権により制限されていた他国領域の調査を、1967年の「宇宙条約」第2条により、一切の主権主張が認められなくなった宇宙空間から、実施することが可能になったのである。従って、この様な技術を持つ宇宙活動国（探査活動国）は、前述の「宇宙条約」第1条が規定する宇宙活動自由の原則や、今日の国際社会で様々な形で主張されるようになってきた情報流通の自由という原則により、自国領域ばかりでなく他国領域をも、自由に探査し、かつ自由に情報を伝達できると主張している。

これに対し非宇宙活動国（被探査国）は、国家主権（天然資源及びその情報に対する主権）の保護という観点から、探査活動自体に対する事前の同意であるとか、又は得られた情報の第三国への伝達に対する事前の同意という、当該

* 本稿は、昭和61年度文部省特定研究費（研究題目「高度情報化社会における法的諸問題の総合的研究」、代表 大谷良雄）による研究成果の一部である。

活動に対する何等かの法的な規制を、主張している。

この様な国々の見解の対立に対し、国連総会は、1974年11月に決議3234 (XXIX)を採択し、その下部機関である宇宙空間平和利用委員会法律小委員会(以下、宇宙法律小委員会とする。)が、リモートセンシングに関する法律問題の検討を行う様決定した。そして翌1975年の宇宙法律小委員会は、リモートセンシング作業部会を設置して、検討を開始した。この作業部会は、リモートセンシングに関する法原則を作成すべく審議を始めたが、上述の様な宇宙活動国と非宇宙活動国の見解の対立により、審議はなかなか進展しなかった。しかし、審議開始から12年経過した1986年4月に、15原則から成る法原則が、作業部会及び宇宙法律小委員会において国々のコンセンサスを得るところとなり、同年6月の宇宙空間平和利用委員会においてようやく採択された⁽¹⁾。

そこで本稿では、この審議の過程を踏まえた上で、採択された法原則の内容を分析し、それにより、リモートセンシングに関する国際法上のいくつかの問題を、検討することにする。

2. 法原則案審議における各国の主張

リモートセンシング作業部会における1975年の審議開始以来、その土台となったのは、同部会に提出された3件の条約案であった。それは、アルゼンチン・ブラジル・メキシコ・ヴェネズエラ共同提案(以下ラテンアメリカ共同提案とする)⁽²⁾、フランス・ソ連共同提案⁽³⁾、及びアメリカ提案⁽⁴⁾の3案である。以下では、国々の主権の適用可能範囲という最も重要な論点に対する各国の主張を、比較検討する。

まず、ラテンアメリカ共同提案であるが、自国領域内の天然資源に対する主権は、それに関する情報にも及ぶとする。従って、リモートセンシングは、情報を収集するだけの活動であっても、被探査国の主権侵害となるとされる。そ

(1) U.N.G.A. Official Records, A/41/20, Annex II.

(2) U.N.Doc. A/C.1/1047.

(3) U.N.Doc. A/AC.105/C.2/L.99.

(4) *ibid.*/L.103.

ここで同提案第5条及び第7条は、当該活動が主権侵害とならない様にするため、探査及びデータの収集という宇宙部分における活動の開始に対して、被探査国の同意が必要であるとしている。

次にフランス・ソ連共同提案であるが、これも自国領域内の天然資源に対する主権は、それに関する情報にも及ぶとする。しかし、ラテンアメリカ共同提案のように、探査活動自体を主権侵害とはせず、得られたデータの探査活動国による独占的な利用が、被探査国の主権を侵害するとしている。従って、このような主権侵害を防止するため、同提案第4条及び第5条は、取得されたデータを探査活動国が第三国へ伝達する場合、及び当該データを第三国が探査活動国から直接利用する場合に限り、被探査国の同意が必要であるとしている。

この様に、ラテンアメリカ共同提案とフランス・ソ連共同提案は、同意権行使の対象は異なるにせよ、被探査国の同意権により、同国の国家権益を保護しようとする提案であるのに対し、アメリカ提案は、天然資源そのものに対する主権とその情報に対する主権は別であり、宇宙空間から情報を取得するだけでは、国際法上、主権侵害にはならないとする。従って、このアメリカ提案では、被探査国の同意は全く問題とならず、自由に情報の収集及び伝達ができることになる⁽⁵⁾。

3. 法原則案の一本化

この様に、リモートセンシング活動に対する国々の主権の適用可能範囲という最も重要な論点に対する各国の主張には、かなりの隔たりがあった。しかし、1978年の宇宙法律小委員会第17会期のリモートセンシング作業部会では、大部分の原則に審議未了のカギカッコが付けられているものの、17原則から成る法原則案が、審議の叩き台として、作業部会議長によって作成された⁽⁶⁾。以下では、この法原則案中で、前述の論点と関係するいくつかの原則の内容について

(5) アメリカは、同国の Open Sky 政策に基づいて、データの自由公開を原則としている。

(6) U.N.Doc. A/AC.105/218, Annex III, Appendix.

て、検討する。

まず、探査活動自体に法的規制を加えようとする原則であるが、第IV原則（数語のみ審議未了のカギカッコ付き）は、リモートセンシング計画を実施する国は、その計画において国際協力を推進すべきであり、適当かつ相互に受け入れられる条件の下に、他国の参加（participation）を認めるべきであるとしている。また第Ⅷ原則（全文審議未了のカギカッコ付き）は、探査活動国による被探査国と国連事務総長への、探査活動に関する事前通報義務を規定している。これらの2原則は、探査活動国の事前通報と被探査国の参加という2つの方法により、探査活動自体に法的規制を加え、被探査国の主張をある程度考慮したものと言える。次に、探査活動により得られたデータ及び情報の伝達に法的規制を加えようとする原則であるが、まず注目されるのは、第XV原則（全文審議未了のカギカッコ付き）である。この原則は、リモートセンシングにより得られた天然資源に関するデータ及び情報を、第三国に公開する場合、被探査国の同意権について規定している。この原則は、天然資源に関するデータ及び情報という限定はあるが、被探査国の同意権を認めたものであり、前述のフランス・ソ連共同提案の線に沿ったものと言える。

これに対し、被探査国の同意権以外の方法で、データ及び情報の伝達に対し、法的規制を加えようとするいくつかの原則がある。まず第Ⅸ原則（数語のみ審議未了のカギカッコ付き）であるが、リモートセンシングにより得られたデータ及び情報は、他国の正当な権利及び利益と両立するように、国々によって使われるべきであると規定している。この原則の、「正当な権利及び利益」の具体的範囲は、必ずしも明確ではないが、少なくとも探査活動国によるデータ及び情報の独占的な利用を規制しようとする原則と言える。次に第Ⅺ原則（一部審議未了のカギカッコ付き）は、被探査国の自国領域に関するデータへのアクセス（access）について、規定している。このアクセスは、探査活動国及び被探査国間の相互に合意した条件によるとされるが、迅速かつ無差別に、さらにはいかなる第三国よりも遅くなくとされているので、データの利用という点において、被探査国の権益を保護しようとする原則と言える。さらに第XIV原

則（全文審議未了のカギカッコ付き）は、探査活動国及び被探査国間の、データ及び情報の公開に関する協議（consultation）について、規定している。この原則によれば、探査活動国から被探査国へ、第Ⅷ原則に基づく事前通報があった場合、被探査国は探査活動国に対し、かかる協議を要請する権利を有し、一方探査活動国はそれに応じる義務を負うことになる。この「協議制度」は、放送衛星による直接放送の場合と同様に、探査活動国と被探査国との間の手段であり、紛争の発生を事前に「回避」し、両国の利害の均衡をはかろうとするものと言える⁽⁷⁾。この他に、探査活動の開始とデータ及び情報の伝達双方に、法的規制を加えようとする原則として、第ⅩⅥ原則（全文審議未了のカギカッコ付き）がある。この原則は、「富と天然資源に対する完全かつ恒久主権の原則」⁽⁸⁾を尊重して、リモートセンシングが実施されるべきであると、規定している。そしてその際、他国の国際法上の権利や当該天然資源及びその情報に対する不可分の処分権に、適当な考慮をばらうものとされる。この原則は、リモートセンシング活動においても、国々の天然資源及びそれについての情報に対する主権が、尊重されるべきことを規定したものと言える。

この様に、1978年のリモートセンシング作業部会では、国々の見解にかなりの隔たりがあったため、そこで作成された17原則は、まさに審議の叩き台と言うべきものであった。従って、審議未了のカギカッコが全文、又は部分的に付けられた原則がほとんどであり、国々の合意が完全に得られた原則は、上述の論点に関しては一つもなかった。しかし、ラテンアメリカ共同提案に含まれていた探査活動の開始に対する被探査国の同意権までは行かないものの、リモートセンシング活動から一方的に影響を受ける被探査国の正当な関心を、何等かの形で考慮しようという点については、ほぼ国々の合意が得られたと言える。従って、当該活動に対していかなる形の規制を加えるか、換言すれば、情報流通

(7) 協議制度については、以下の文献を参照されたい。

拙稿「宇宙国際法における協議制度（2・完）」『商学討究』、第34巻第3号、1984年、79-88頁。

(8) 1962年12月の国連総会決議1803（ⅩⅦ）による。

の自由という原則に対しどの程度の制約を加えるかが、問題の焦点となってきたと言える。

特にその後の審議では、第XV原則が規定するデータ及び情報の第三国への伝達に対する被探査国の事前同意と、第XII原則が規定するリモートセンシングにより得られたデータへの被探査国のアクセスに、議論が集中した。前者の第XV原則を支持する国々は、リモートセンシング活動から一方的に影響を受ける被探査国の憂慮を、事前同意権の確立によって取り除こうとするのに対し、後者の第XII原則を支持する国々は、事前同意権を否定するが、被探査国のデータへのアクセスを認めることにより、探査活動と被探査国の利害の調整をはかろうとするものであった。

この様に規制に対する方法論の違いから、法原則案の審議は、なかなか進展しなかったが、1982年のリモートセンシング作業部会に提出されたブラジルのワーキングペーパーによって、状況が変化した。このワーキングペーパーは⁽⁹⁾、作業部会で作成された法原則案の内、被探査国の同意権を規定していた第XV原則を削除し、第XII原則が規定する被探査国のデータに対するアクセスの強化と、第XI原則が規定するデータ及び情報伝達に対する探査活動国の国際責任を明確化することにより、国々間の妥協をはかろうとするものであった。元来、ブラジルは、ラテンアメリカ共同提案への参加国であり、被探査国の事前同意権を強く主張していた国であったので、ブラジルの態度の変化は、妥協のための提案とはいうものの、作業部会における審議に少なからぬ影響を与えたと言える⁽¹⁰⁾。ちなみにこの1982年12月の国連総会は、「放送衛星に関する法原則」を、多数決によって採択した⁽¹¹⁾。この法原則も、リモートセンシングと同様に、

(9) U.N.Doc. A/AC.105/C.2/RS (1982) /WP.11.

(10) M. Benko, et al., *Space Law in the United Nations*, Dordrecht, 1985, pp. 26-27.

(11) U.N.Doc. A/RES/37/92.

正式な名称は、Principles Governing the Use by States of Artificial Earth Satellites for International Direct Television Broadcasting (「国家による人工衛星の国際的テレビジョン直接放送への使用を律する原則」)、である。

発信国と受信国の見解の対立により、宇宙法律小委員会で長年に渡って審議されたものであったが、結局、受信国の主張していた外国向け直接放送に対する事前同意原則は受け入れられず、上述の発信国と受信国の「協議」という国際協力の原則によって、妥協がはかられた。

その後、1984年のリモートセンシング作業部会にフランスは、「宇宙空間からのリモートセンシングに関する国家活動についての原則案」と題された、一括妥協のための15原則からなるワーキングペーパーを提出した⁽¹²⁾。このワーキングペーパーの特徴は、従来の原則案では「第一次データ」(primary data)と「分析された情報」(analysed information)が定義されたのみであったが、それに付け加えて「整理されたデータ」(processed data)の定義が入れられ、より詳細な案文とされたことであった。そして問題の焦点となっている規制の方法については、先のブラジルの妥協案の線に沿って、被探査国が「第一次データ」、「整理されたデータ」及び「分析されたデータ」へアクセスできるという同案の第Ⅷ原則と、放送衛星に関する法原則と同様な探査活動国と被探査国の間に「協議制度」を設けるという第Ⅸ原則により、国々の妥協をはかろうとするものであった。この2原則の他に、フランスのワーキングペーパー中には、注目されるいくつかの原則が含まれていた。まずⅧ原則であるが、探査活動国は、1976年の「宇宙物体登録条約」第4条に基づいて、国連事務総長に通報することが義務付けられており、また活動から影響を受ける国の要請があれば、活動に関する情報を提供することが義務付けられている。また第Ⅺ原則は、リモートセンシング活動が、他国の正当な権利及び利益と両立する様に実施されるべきと規定しており、さらに第Ⅻ原則は、「宇宙条約」第6条に基づく国家への責任集中が、リモートセンシング活動にも適用されると規定していた。

このフランス提案を受けた作業部会は、前述の作業部会議長案とフランス案を比較して審議を進め、なんとか国々の合意を得ようとしたが、被探査国の事前同意権に固執する国々と、被探査国のアクセスと関係国間の協議制度により

(12) U.N.Doc. A/AC.105/C.2/L.144.

妥協をはかろうとする国々の隔たりは、完全には埋まらなかった。かかる事態を打開するため、作業部会議長の下に非公式グループが作られ折衝を続けた結果、翌1985年にフランス案に修正を加えた形の新たな作業部会議長案が作成され⁽¹³⁾、この案文の字句を若干修正したものが、その翌年、多数決によらないコンセンサスという方法で、国々の合意をみるに至った。

4. 採択された法原則の内容

ここでは採択された法原則の内、問題の焦点となっていた国々の主権の適用可能範囲に関する原則の内容を中心に、検討する。

まず注目されるのは、被探査国の事前同意権を規定した原則が、一つも盛り込まれていないことであり、それに代わって、被探査国のデータ及び情報へのアクセスと、探査活動国と被探査国の間の協議により、関係国間の利害の調整をはかろうとする規則が、法原則の根幹となったことである。まず第Ⅶ原則であるが、被探査国は、自国領域に関する第一次データ及び整理されたデータへ、無差別かつ合理的な費用でアクセスできるとされる。さらに、分析された情報へも、同じ条件でアクセスできるとされる。その際、開発途上国の必要性和利益とが、特に考慮されることになる。次に第Ⅷ原則であるが、国際協力を促進し、開発途上国の必要性を考慮した上で同国の活動への参加の機会を与えるべく、探査活動国は、被探査国の要請により、相互に協議するものとされる。そしてこの2原則の前提として第Ⅸ原則は、探査活動国による、活動計画の国連事務総長への通報、及び、特に開発途上国の要請による情報提供について、規定している。前者の通報は、「宇宙物体登録条約」第4条及び「宇宙条約」第11条に基づいて、行われるとされる。なお以上の3原則は、先のフランス提案のそれぞれ第Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ原則に修正を加えたものであり、被探査国の事前同意権という厳格な規制ではなく、探査活動国と被探査国の間の協力によって、利害の調整をはかろうとした原則と言える。

(13) U.N.Doc. A/AC.105/352, Annex I, Appendix, Section B.

この様に、被探査国の事前同意権が法原則中に加えられなかったため、当該活動から得られた利益の探査活動国による独占が、懸念されることになる。そこで第Ⅱ原則は、リモートセンシング活動は、すべての国の利益のために実施されるとしており、特に開発途上国の必要性を考慮するものとされる。また第Ⅳ原則は、かかる活動が、「富と天然資源に対する恒久主権原則」を尊重すべきこと、及び被探査国の正当な権利や利益を害さない様に実施されることを、規定している。この2原則は、リモートセンシング活動における探査活動国の行動基準を定めたものであり、活動から得られた利益の探査活動国による独占に対し、一定の歯止めを掛けたものと言える。

次に第Ⅴ原則から第Ⅷ原則には、フランス提案第Ⅳ原則から第Ⅶ原則を踏襲する形で、国際協力に関する原則が置かれている。第Ⅴ原則には、合意された条件に基づいたリモートセンシング活動への他国の参加が、第Ⅵ原則には、リモートセンシングにより得られた利益の、地域的協力に基づく活用が、また第Ⅶ原則には、国々の合意による技術協力が、そして第Ⅷ原則には、国連の諸機関を利用した国際協力の促進が、規定されている。特に第Ⅷ原則には、探査地域の調整に関する国際協力が含まれていることが、注目される。また第Ⅹ原則及び第Ⅺ原則は、自然環境保護や自然災害防止のためのデータ及び情報の関係国への通報を規定しているが、この2原則も、環境保全の面での国際協力について規定したものと言える。

さらに第Ⅻ原則には、フランス提案第Ⅻ原則を若干修正した形で、リモートセンシング活動に関しての探査活動国への責任集中が、規定されている。この原則は、「宇宙条約」第6条の規定する国家への責任集中という規則を、リモートセンシング活動に適用したものであり、当該活動が公私を問わずいかなる主体によって実施されようとも、探査衛星を打ち上げ、かつ運用する国家が、国際責任を負うというものである。この国家への責任集中という原則により、リモートセンシング活動を、国際法及びこの原則に準拠して実施させることが、担保されるであろう。

以上の様に、1986年の宇宙法律小委員会で合意されたリモートセンシングに

ついでに法原則は、長年に渡って主張され続けてきた、被探査国の探査活動自体やデータ及び情報の伝達に対する事前同意権を採用せず、国々の平等を基礎とした宇宙開発の自由という「宇宙条約」第1条が規定する原則に基づいた法制度（legal regime）を、作り出した。さらに、協議という利害調整手続によって、国々の当該活動への参加と、相互の利益の実現を、はかろうとしたのである。従ってこの原則は、国々の無制限な主権の主張ではなく、国々の協力を主眼とした原則と言えよう。

5. リモートセンシングと国際法

ここでは、リモートセンシングにおける探査活動国の活動自由か、それとも被探査国の権益保護かという問題を、次の2つの観点から検討することにした。第1は、「宇宙条約」第1条が規定する「宇宙活動自由の原則」を、他国領域に対する探査活動にそのまま適用できるかという点であり、第2は、国際人権B規約第19条等が規定する「情報流通自由の原則」を、当該活動によって得られたデータ及び情報の第三国への伝達に、そのまま適用できるかという点である。

まず第1の点であるが、「宇宙条約」第2条によれば、宇宙空間のいずれの部分に対しても、国家による領域権原の取得（national appropriation）が禁止され、またいかなる国も、宇宙活動の実施による主権の主張、使用若しくは占拠等という手段により、宇宙空間に対し排他的な領域主権を設定することができないとされる。そしてこの規定と対をなす形で、同条約第1条に、宇宙空間の探査⁽¹⁴⁾及び利用の自由は、無差別かつ平等の基礎に基づいて、すべての国に権利として保障されるものであり、また宇宙空間がすべての国の利益のために、「全人類の活動分野」として確保されるべきであるという、「宇宙活動自由の原則」が置かれている。この原則は、いずれの国も、他国の許可を得る必要もなく、また他国による何等の妨害も受けずに、宇宙活動を実施する権利が

(14) この「探査」は、explorationの訳語で、文字通りの探検とか調査を指すものであり、リモートセンシングにおける sensingの訳語とは異なる。

あり、逆にいずれの国も、たとえ自国の領空を通過するものであっても、他国が打上げた宇宙物体に対して、宇宙空間の利用を妨害したり、否認する様な方法で、管轄権その他の実力措置を及ぼすことが禁止されるという趣旨である⁽¹⁵⁾。この「宇宙空間領有禁止原則」と「宇宙活動自由の原則」により、伝統的な国家の領空主権が、宇宙空間では排除されることになる。従って、リモートセンシングにおける探査活動国は、この2原則を援用して、従来領空主権との関係で制限されていた航空機による他国領域の調査活動も、宇宙空間からの人工衛星による探査活動であれば禁止されないと主張した。

これに対し被探査国は、「宇宙活動自由の原則」が対象としている宇宙活動は、月の探査とか太陽系の惑星の探査という様に、宇宙空間そのものの科学的及び実験的な探査や調査であり、打上げた宇宙物体を通信、放送、気象観測、航行管制、資源探査等の実用的な目的に用いる活動、つまり宇宙活動の影響が直接地球上へ及ぶ活動は、当該自由に含まれないと主張した。また、もしそうでないとしても、「宇宙条約」の審議の際に問題となった様に⁽¹⁶⁾、宇宙活動が全く自由というわけではなく、「宇宙条約」前文が規定する「全人類の共同の利益」との関係で、宇宙活動の自由には限界がなければならないと主張した。従って、活動の影響が直接地球上へ及びリモートセンシングの様な活動については、探査活動国の排他的な活動を許さず、かつ被探査国の利益を尊重する観点からも、「宇宙活動自由の原則」に何等かの制約を設けるべきであり、その一つの方法が、探査活動開始に対する被探査国の同意であると主張するのであった。

この様に、「宇宙活動自由の原則」の適用範囲に関して、探査活動国と被探査国の見解の間には大きな相違があったが、本来この原則は、被探査国が主張した様に、宇宙空間そのものの科学的及び実験的な探査や調査を対象としたものと解釈すべきであろう⁽¹⁷⁾。従って、宇宙活動の影響が直接地球上に及ぶ放

(15) 山本草二「宇宙開発」『未来社会と法』、筑摩書房現代法学全集第54巻、1976年、32-43頁。

(16) U.N.Doc. A/AC.105/C.2/SR.57, pp. 68-70; *ibid.*/SR.69, p.17.

(17) N. Jasentuliyana & R. Lee, *Manual on Space Law*, Vol. 1, Dobbs Ferry, 1979, pp. 9-12.

送とか資源探査等の活動については、人工衛星の打上げや宇宙空間への配置という段階については、本原則により自由に実施できても、他国向けテレビジョン電波の発出や、他国領域に対する探査活動という段階を、本原則により自由に実施できると解するのは、本来の解釈からすれば疑問が残ろう。しかし合意された法原則中の第Ⅳ原則は、リモートセンシング活動は、宇宙条約第1条が規定する原則に基づいて、なかんずく「平等の基礎に基づいた宇宙空間の自由な探査（exploration）及び利用」という原則に基づいて、実施されると規定している。この第Ⅳ原則は、同時に、リモートセンシング活動が、国家の「富と天然資源に対する完全かつ恒久主権原則」を尊重し、被探査国の正当な権利及び利益を害さない様に実施されるべきことを規定しているが、とにかく、探査活動の開始に対する被探査国の事前同意原則を否定し、「宇宙活動自由の原則」が、リモートセンシング活動に対しても適用されることを明確にしたのであり、注目に値しよう。この点に関しては、被探査国に代表される非宇宙活動国といえども、宇宙開発がもたらす利益を何等かの形で享受したいので、宇宙活動国との妥協によって、かかる原則を受け入れざるを得なかったのであろう。

以上の様に、リモートセンシングに関しては、宇宙活動自由の原則をかなり広範囲に適用する原則が規定されたが、このような傾向は、1982年に採択された放送衛星による「直接放送に関する法原則」にも見られる。この原則でも、外国向け直接放送に対する受信国の事前同意権が否定され、直接放送を発信国と受信国の間の事前協議という手続に委ねることとなった。従って、今後、宇宙開発の様々な分野における法規範が作成されることになるだろうが、国々の主権の適用範囲を限定し、それに代って「宇宙活動自由の原則」をかなり広範に認める規則が、作成されることになるであろう。

次に第2の点であるが、国際的な人権保障の気運の高まりの中で、国際人権B規約第19条第2項が規定する「情報流通自由の原則」が、国際社会における関心の的となってきた。この原則が規定する自由には、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを「求め」、「受け」及び「伝える」自由が含まれている。そしてこの原則をリモートセンシング活動にも適用することによ

り、探査活動国は、他国領域に関するデータ及び情報であっても、第三国に対し自由に伝達できると主張するのに対し、被探査国は、その様な自由な伝達までも当該原則が保障するものではないと、主張している。

そもそも人権規約上の文言が「すべての者は」となっていることから解る様に、本来この原則は、情報流通に関する私人の個人的な自由を権利として保障しているだけと考えるのが、妥当であろう。ところが、リモートセンシング活動により得られたデータ及び情報の第三国への伝達は、たとえそれが私人や私企業によって実施されるものであっても、国家の何等かのかかわりが必要であり、私人の個人的な段階を越え、国際社会において国家間の相互関係に直接の影響を与えるものと言える⁽¹⁸⁾。従って、既存の人権保障条約の対象範囲を越えた全く新しい問題を提起するものであり、国際人権B規約第19条第2項を、リモートセンシング活動により得られたデータ及び情報の自由な伝達に、そのまま適用することはできないであろう⁽¹⁹⁾。

この様な点は、前述の「放送衛星に関する法原則」でも既に議論されていた。外国向けの直接放送が、受信国の政治的及び文化的一体性を保持するという国内管轄事項に対する違法な干渉となる恐れがある以上、「情報流通自由の原則」を根拠とした自由な放送が認められず、受信国の法益に対する相当な配慮という観点から、事前の協議や取り極めを、放送電波発出の要件とする原則が採択された。同様に、リモートセンシングに関しては、私人の個人的な権利とはいえ、国際社会における情報流通の自由という気運の高まりと、被探査国の権益保護との妥協の結果、被探査国が強く主張したデータ及び情報の伝達に対する事前同意権は否定されたが、被探査国の得られたデータ及び情報へのアクセスを認める原則と、リモートセンシング活動を探査活動国と被探査国の間の協議に基づかせる原則が、採択された。前者は、被探査国の言わば「知る権利」を

(18) 山本草二『放送衛星をめぐる自由と規制』、玉川大学出版部、1979年、82-95頁。

(19) この点に関連して、国連における「情報自由に関する条約」作成の失敗が、注目される。詳細については、拙稿「放送衛星による直接放送と国際法」『一橋論叢』、第85巻第6号、1981年、140-141頁を、参照されたい。

保障したものであり、後者は、リモートセンシング活動を、放送衛星による直接放送と同様な協議という利害調整手続に基づかせることにしたものである。これらの原則の採択についても、事前同意原則に対する固執によって、宇宙開発からの恩恵に乗り遅れまいとする非宇宙活動国の意向が、大いに反映したものと見えよう。

6. む す び

すでに検討してきた様に、1986年に採択されたリモートセンシング法原則では、被探査国が主張していた探査活動開始やデータ及び情報の伝達に対する事前同意原則は否定された。しかし、探査活動国の全く自由な活動を認めただけではなく、被探査国の自国領域に関するデータ及び情報へのアクセスと、利害関係国間の協議手続という規制を含んだ原則が、採択された。これは、宇宙活動から直接影響を受ける被探査国の権益を保護するためには、宇宙部分（衛星による探査活動自体）や地上部分（収集されたデータの受信及び解析）ではなく、使用者部分（解析された情報の配布及び利用）の段階で法的な規制を加えるのが妥当であるという、国々の意思を反映させたものといえよう。そしてかかる方法により、宇宙条約が規定する「宇宙活動自由の原則」や、国際的な人権保障条約が規定する「情報流通自由の原則」と、被探査国に代表される非宇宙活動国の権益保護との、調和をはかったものと見ることができよう。またこうした利害調整により、自然災害に関するデータ及び情報の伝達の場合の様に、すべての国が宇宙開発のもたらす利益を享受することになろう。

最後に、時間的には前後するが、リモートセンシング活動から得られたデータ及び情報の国際的利用を促進させるものとして、1983年2月の国連総会は、国際宇宙情報サービス（International Space Information Service）の設立を、決議した⁽²⁰⁾。これは、国々に対して、利用可能なデータバンク等の情報源についての案内を行う機関であり、リモートセンシング法原則にも規定された国

(20) U.N.Doc. A/RES/37/90.

際協力を推進する一つの機関として、注目に値すると思われるが、詳細については、後日を期すことにしたい。